

重点事項推進WG：横断的制度分野担当SW

第8回会合 議事録

1. 日時：平成18年5月15日（月）10:30～11:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：職業能力開発校の設置について
4. 出席：○規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、黒川主査、原委員、安念専門委員、大橋専門委員

○厚生労働省

職業能力開発局 総務課長 杉浦 信平

能力開発課長 久保村 日出男

○黒川主査 お忙しいところ、ありがとうございます。早速、横断的制度分野「国と地方の規制合理化」のワーキングを始めたいと思います。こちらから質問状がまいているかと思えますけれども、最初の10分ぐらいで御回答をいただいて、その後残りの20分ぐらいを討論に充てたいと思います。このワーキングは議事録公開という方式で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

我々のこのワーキングにおきましては国と地方の関係、特に規制の合理化という点で、2つの問題意識があります。一つは、国側が自治体側に対して一律に過剰な規制をしているというケースと、もう一つは自治体側が統合できるはずなのにバラバラの制度を持っていて、多くの民間事業者などに迷惑をかけているというケースで、このケースはどちらかという、国が地方自治体に対して過剰な規制を課しているのではないかとということで、全国知事会から申し出があったものでございます。

早速、この職業能力開発校の設置に関する問題について、御意見を伺おうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○杉浦総務課長 厚生労働省の職業能力開発局の総務課長でございます。

それでは、お手元にお配りをした調査票に沿いまして、御説明をしたいと思います。

職業能力開発校につきましては、現在の職業能力開発促進法という法律の第16条におきまして、国が設置する公共職業能力開発施設と併せて、都道府県は職業能力開発校を設置するという規定がございます。そういうことで、都道府県に職業能力開発校の設置が義務づけられているわけでございます。

「4. 当該関与の歴史的経緯」と書いてございますけれども、この規定につきましては、職業訓練法という法律が昭和33年に制定をされておりますが、そのときに当時の名称で一般職業訓練所という名称で、都道府県が設置すると規定をされております。

こういうふうの規定をされた趣旨を当時の本で見ますと、公共職業訓練が国の労働政策の一環として一体的に統一され、同一水準で行われることを確保する必要がある一方で、

一般職業訓練所は住民の福利に密接に関連するものであり、労働市場、産業事情と地域的事業に即応して、その運営がなされなければならないという考えによるということが書いてございます。

ここには書いてありませんけれども、職業訓練法という法律ができる前は、職業安定法という法律の中に公共職業補導所という施設についての規定がございました。当時は訓練という意味を含めて「補導」という言葉を使っていたようでございますけれども、その公共職業補導所というのが、実は労働大臣が設置をして、都道府県知事に事務を委任するという、昔流に言えば、機関委任事務として、この公共職業補導所というのが設置をされていたわけでございますけれども、昭和 33 年に職業訓練法が制定されたときに、一般職業訓練所について都道府県が設置するというので、都道府県の実務になったわけでございます。

これと対比しまして、当時の名称ですと総合職業訓練所というのがございまして、これは国が実施をするということで整理をされております。国と申しましても、現在は独立行政法人の雇用・能力開発機構がその事務を受け継いできておりますけれども、当時は労働福祉事業団が設置をするということで、国が行う職業訓練の施設と都道府県が行う職業訓練の施設をこういう役割分担の下に切り分けたということでございます。

職業訓練法につきましては、昭和 44 年に全文改正をして新しい法律になっておりますが、この役割分担あるいは必置規制の規定についてはずっと変わってきておりません。

職業訓練法という名称も昭和 59 年に職業能力開発促進法という法律に名称を変更しておりますけれども、この都道府県が設置する職業訓練校あるいは職業能力開発校の必置に係る規定については、基本的に変わってきておりませんので、当初の導入経緯ということではこの昭和 33 年の法律から引き続いておると御理解いただいているかと思っております。

そこで「5. 当該関与を無くした場合の影響」ということでございますけれども、一方で国が全体の雇用対策の中から必要に応じて職業訓練を行うということとの対比といたしまして、都道府県においては地域産業の人材ニーズとか職業訓練ニーズを把握しながら職業訓練を行うということで、地方における職業能力開発の役割を担っているということが現在の法律上の位置づけになっております。

こういった訓練を一定の水準を保って実施をするということ。このためには民間のみに依存するということは困難でございまして、都道府県自らが必要な訓練機器、あるいは設備等有した施設を設置しているということでございます。

こういった中におきまして、この規制を撤廃して、結果として、都道府県立の職業能力開発校が設置をされないということになりますと、都道府県における住民政策の一環としての基礎的な職業訓練ニーズを充足するということができなくなってくるわけでございます。

現在も都道府県の職業能力開発校におきましては、新規学卒者、中卒とか高卒の学卒者に対します基礎的な職業訓練ですとか、あるいは公共職業安定所からの受講指示を受けま

して、障害者あるいは母子家庭の母といったような方の就職困難者のために職業訓練を実施しております。

ですから、こういった必置規制を廃止しまして、結果として職業能力開発校が設置をされないということになった場合には、こういった支援が必要な人に対する職業訓練というのが十分行われないことになるのではないかと。ひいては就職に困難な事態が生じるのではないかと考えるわけでございます。

なお、ここに書いてございませぬけれども、訓練の職種といった観点からも、現在では例えば座学中心の民間の専門学校とか、そういったところも非常に増えてきているのは事実でございますけれども、主として相対的にいえば、県立、公立の職業能力開発校におきましては、製造業あるいは建設業関係のものづくり系の業種が非常に多くございます。そういったものについては、機械等の設備、機器等に対する投資というのも相当要るわけでございまして、民間でそういった投資をして訓練がうまく運営していけるかどうかということになりますと、なかなか厳しいものがあるのではないかと推察をするわけでございまして、県として必要な職種・業種に対する能力開発というのは、依然としてあるわけでございますので、そういったところに対応するために公共の職業能力開発施設で行う訓練というのは実施が必要であると考えております。

6. として、この見解でございますけれども、今、申し上げた都道府県の役割、立場におきます基礎的な、あるいは地域ニーズを反映した能力開発ということが実施できなくなるということでございますので、当該関与の廃止、縮小については、私どもとしては適当でないと考えております。

なお、必置規制の廃止に関しましては、平成16年の三位一体のいわゆる地方六団体からの要望の中において、下の参考のところに書いてありますような形で要望が出されてきております。ここに書いてありますのは、都道府県に1つしかない場合は同じ内容を開講する民間の能力開発施設が近辺に幾つかでき、職業能力開発校がほとんど利用されなくなっても、実態がどうかはわかりませぬけれども、そういった場合は廃校できないというような書きぶりになっておりましたので、現在、職業能力開発校が1つしかない県が3つございますが、そこの能力開発担当課に照会をかけて、現在そういう民間等の職業能力開発施設との関係において、こういう事態が生じておるかということをお聞き確認しておりましたけれども、こういった事態に該当するような事実はないというような回答をいただいております。

ですから、この知事会の記述がどういう御判断の下に書いてこられたかは不明でございますけれども、私どもとしてはこういった実態が事実あるのかどうかということは把握できていないということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○黒川主査 それでは、早速議論を始めたいと思いますが、どなたか。

○原委員 まず、基本的なところで大変恐縮ですけれども、最後のところで知事会からの

要望の話があったわけですが、1つしか設置をしていないところが3県というお話だったのですが、全体的な状況というのでしょうか、自治体によってばらつきがあるものなのか。それとも、最大でも3校ぐらいなのか。基本的なところをまず教えていただきたい。

実際に廃止をするという流れが強まっているのか、それとも数的には数年さほど変化なく来ているのかということも併せてお知らせください。

○久保村能力開発課長 都道府県におきます職業能力開発校の設置状況でございますが、今、申しあげました1校しか設置されていない県は、三重県、奈良県、佐賀県の3県でございます。けれども、他の都道府県におきましてはいずれも複数設置されておりまして、大体3～4校というところが多いのですけれども、多いところ、例えば東京などでは13校と幾つか分校があるというような形で、かなり多く設置されているところもございます。能開校に関してはそういう状況でございます。

数的には少しずつではありますが減少傾向にあることは事実です。県の中で集約化を図っておりまして、単純に廃止というよりも、広い地域で統合しているというような状況のようでございます。現在、平成17年度で一般の職業能力開発校は全国185校ございますけれども、例えば、5年前ですと平成13年度は209校ございました。ですから、徐々にではありますけれども、減少傾向にあるということは事実でございます。

○原委員 少なくなってきたという自治体で廃止というところの判断基準としては、やはり周りに民間のこういった職業訓練のような学校ができてきたということが大きいのか、それとも予算的なものが大きいのか、それはどういう感じですか。

○久保村能力開発課長 私どもが聞いております範囲では、やはり都道府県は大分厳しい財政事情になってきておりますので、その中でできるだけ行政自体もスリム化していくという方向でいろいろ検討されているというようなことが多いわけでございます。そういう中で再編とか、あるいは建て替えとか、そういうものを行う場合に比較的縮小方向で検討されるということが多いと伺っております。

民間との競合という面につきましては、そういういろんな分野の中では民間が得意な分野もありますので、そういう部分は民間にもお任せしながらやっていくという方針だと思いますので、その中で公共としてやらなければいけないものをいろいろと見直ししながら実施をされているのではないかと考えております。

○杉浦総務課長 あと、学卒者の訓練などは、やはり生徒の数が減ってきておるというのも1つの理由だと思われま。

○鈴木主査 収容可能定数と充足率とは、どんなトレンドにあるのですか。

○久保村能力開発課長 今、手元ございません。都道府県職業能力開発校全体の実績の方ならありますので、実績の方だけ申し上げます。

○鈴木主査 要するにがらがらになっておるのか、それとも満杯になっておるのか。

○久保村能力開発課長 充足率のデータは探してみないと、今すぐに手元にないのですけ

れども、大体受講者数の目安で申し上げますと、都道府県職業能力開発校につきましては、全体で平成 16 年度で、12 万 8,000 人ぐらいの実施をいたしております。細かいデータは後でまた申し上げますけれども、充足率自体はそれぞれ通常でいいますと、定員ベースで 8 割とか 9 割とかいう形になっていると理解しております。

○鈴木主査 これはさっきおっしゃられたけれども、職業安定所から、あなたは技術を習得して再就職しなさいと受講命令を出すわけですね。

○杉浦総務課長 受講指示あるいは受講推薦という形で安定所の方から。

○鈴木主査 そういう受講指示を受けた者しか利用しないのですか。

○杉浦総務課長 そんなことはなくて、独自に募集している科目もございますし、中卒あるいは高卒の学卒訓練などというのは、別に安定所経由ということではなくて、学校を卒業してから引き続き職業能力開発校に入るといったようなこともあります。

○鈴木主査 学校を卒業してから引き続き入るものと安定所から義務づけられて入るものとの割合はどのぐらいになっていますか。

○久保村能力開発課長 離職者訓練のケースをおっしゃっているのだらうと思うのですが、離職者訓練に関しましては、都道府県の場合は独自にいろいろ入れるというケースもありますが、通常はハローワークを経由してくるというのが原則になっていますので、大部分がそういう形になっていると考えております。

○大橋専門委員 この一般の職業能力開発校の設置なり維持管理について、国はどのような予算、補助、公助をしているのか。どのような品目について補助をしているのか。全くないのかどうか。そういう傾向というのはどういう傾向を示しているのか。

○杉浦総務課長 基本的に都道府県が行う職業訓練の事務につきましては、自治事務と全部整理されておるわけなのですけれども、国としてもその適切な実施が図られるようにということで、財政的な支援を行っております。1つはその運営費に係る交付金というものを出しているのです。これは考え方としては、もともと従来補助金だったものを交付金に変えたのですけれども、運営費にかかる 2 分の 1 という基本的な考え方なのですが、実際は今、予算もだんだん減ってきておりますので、実際の負担率は下がっていて、国の負担は下がっております。

○大橋専門委員 17 年度から 18 年度の予算はいくらですか。

○久保村能力開発課長 交付金の額は、平成 18 年度につきましては 129 億 8,000 万円ということでございます。

もう一つは、施設設備の補助金というものが別途ございまして、これは能開校を建て替えたり改修をしたり、あるいは能開校に必要な機器の整備を図る場合に 2 分の 1 を補助するというものでございまして、平成 18 年度の予算で 30 億 9,000 万円という数字になっております。

○鈴木主査 運営費というのは交付税の中で処理するということですか。

○久保村能力開発課長 そうです。

- 鈴木主査 それは全額ですか。
- 久保村能力開発課長 交付税ではなくて交付金です。
- 鈴木主査 ということは補助金ですね。要するに名前が違うだけで、両方とも補助金ですね。
- 杉浦総務課長 補助金というのは一つひとつのものに対して2分の1という形で積み上げてやるものですが、交付金というのは全額一括で流すというものです。
- 鈴木主査 交付金の方は全額ですか。
- 杉浦総務課長 全額ではなくて定額です。
- 鈴木主査 それは施設でしょう。
- 杉浦総務課長 県が全部必要な額というものはあるでしょうけれども、そこはそれとは切り離してとか、何分の1ということではなくて、定額で交付をするということになります。
- 大橋専門委員 運営費も定額ですか。
- 久保村能力開発課長 定額といいますか、いわゆる必要な経費に対して2分の1補助するという考え方ではなくて、例えば積算の仕方が都道府県の人口でありますとか求職者の数とか、そういうもので一括して計算をしまして、一定額を交付するという形になっておりまして、自由度が増しているという形になっております。
- 安念専門委員 今の制度だと都道府県をまたがっての設置、つまり人口が少ないので2つの県で1つとか、あるいは先ほどおっしゃったように、比較的投資の大きいものについては各県ごとに持っていてもしようがないから、2つとか3つで連合して、その部門については1つ設けるとか、といったやり方はできないのですか。
- 久保村能力開発課長 今までそういう事例はないのですけれども、検討してみないと何ともいえないのですけれども、例えば、それぞれの県の分担を明確にして、こちらに本校を置いて、こちらに分校を置くとかというようなケースはあり得ると思うのですけれども、県としてはやはり自分のところの独自の能開校を構えるというようなことを、従来から考えられておられると思っております、そういうような事例は今のところございません。
- 杉浦総務課長 隣同士の県などで、割と県境にあるところについて、その2つの県が話し合って訓練の科目などについて調整をしているという事例はあるやに聞いています。
- 大橋専門委員 さっきのデータの数字という観点でもう一点、この職業能力開発校におられる先生といいますか、そういう職員の数というのは今、全国でどのくらいですか。
- 久保村能力開発課長 今、手元にデータがございませんので、申し訳ございません。
- 大橋専門委員 その方は身分的にはどういうふうになっているのですか。
- 久保村能力開発課長 身分的には県の職員でございます。
- 大橋専門委員 地方公務員ということですか。
- 久保村能力開発課長 そうです。

○黒川主査 地方六団体からの要請というのは、基本的には職業能力開発校をなくそうと思っていられるわけではなくて、彼らが学校の運営をしたりするときに、自由度というか、できるだけ国の枠組みの中ではなくて、必要な訓練について自分たちでやりたいという要請なのです。それに対して、今は必置規制から始まった枠組みがある。このことについては過剰な規制ではないかというのが本来の地方団体の要求になっていて、もう十分に民間が育ってきているので必要ないと思っていられるところもありますし、民間でも訓練のサービスを提供できるから、先ほど課長の方から話がありましたような、それを有効活用するための、アウトソーシングや、コントラクト・アウトというのがあり、そういうものについての自由度が欲しいという要求なのですが、そのことについて、何らかの形で地方を縛るような規制の体系になっていると考えていいのですか。そのところを伺いたいです。

○杉浦総務課長 私どもは、この職業能力開発促進法の中で国が行うべき職業訓練と地方が行うべき訓練という役割分担を書いている、それを基に施設の名称だけを規定して、それを設置するというところで書いてあるわけです。

もちろんその公共職業訓練といったようなものには一定の基準を省令以下で設けておきまして、どういった職種についてはどういった科目の訓練、カリキュラムを行いなさいとか、指導員はどのくらいの規模で配置しなさいとか、そういった基準を設けてあるわけですが、ただ、県について幾つつくりなさいとか、どういった内容の訓練を行いなさいということを国が指示とか指導とかしているわけではなくて、専らそれは設置することだけは決めておりますけれども、その中でどれくらいの規模で、あるいはどういったところに施設を配置してやるかということは全くこちらで縛っておるつもりはないわけです。ですから、そこは自由度を求めているということの趣旨はわかりますけれども、少なくとも現在の法律の中では1つ以上設置をして、そこで県の職業訓練をやっていることであるならば、それ以上の関与を国から県に対して求めているわけではないわけです。都道府県として全く職業訓練をやるつもりがないとか、職業訓練というのは私の県はやりたくないとかということになれば、それは別の次元になってくるのかもしれませんが、少なくとも職業訓練をやって企業、産業に結び付けるということは恐らくなくならないのではないかと思います。その中でどういった職業訓練をどのくらいの規模でやるかというのは、地方に任されているものでございますので、私どもとしては必要以上の過剰な規制という言葉が言われているかもしれませんが、関与しているという認識はないと思っています。

もう一つ、民間でやっている能力開発というか、専門学校のようなところも非常に普及してきているところは事実ですし、現在そこは特に県庁所在地などにおきましては、そういった民間で割とお手軽にできる、そんなに設備投資の要らない科目などについては、そういったところはかなり任せるというか、やらせているところもありますし、公共職業訓練としてやる場合においても、委託訓練の形で民間の専門学校にやらせるという事例も、

国もやっていますけれども、県もそういった形でやっておりますので、その辺の分担は県の方で適宜やっただいただいているのではないかと認識はしています。

○鈴木主査 そうだとしたら、都道府県については例えば、義務的に職業訓練を受けなさいという場合には、どこかに行かさなくてはいけないわけですね。さっきおっしゃったような義務的に訓練を受けなさいという場合ですね。多分、失業期間中の求職者給付をもらっているときだと思いますが。

そうしたら、そういう職業訓練をする責務を県に課しておけばよいのであって、職業能力開発校を各県の中で1つでもいいといたら、遠くからそこにやってこなくてはならないというので、いろいろ大変ですね。そういうところまで設置を義務づける必要はないのではないかと思います。

義務的なものは、どこかで訓練しなくてはいけないのだから、それは民間でもどこでもいいから行って受けてくれればよいのであって、必ず設置しなさいというところまで義務づける必要はないのではないかと思います。

○杉浦総務課長 1つは、受講指示と申しましても、それは別に強制的に行かせるわけではなくて、それは失業者が例えば、就職をするためには何らかの技能を身に付けなければならないと本人も考えて、それならばこういった訓練科目を受けたらどうですかということで、その訓練に誘導するために受講指示というのを出すわけでございますので、首に縄を付けて訓練させるということではないわけです。ですから、そこはあくでも本人の意思というのが働く部分はあるわけです。

県の中で確かに1つしかないところは、県庁所在地あるいはどこかの訓練施設まで行かなければいけないということになれば、不便ではないかということかもしれませんけれども、その辺は先ほど申しましたように、地方だと限られた部分になるかもしれませんけれども、民間の先ほど申しました委託という形でやっている事例もありますので、そこは本人が通えるか通えないかということも考慮しながら、そこは実際に訓練を受けるか受けないかの選択の中でやっておられるのではないかと思います。

○安念専門委員 仮定の話になってしまいますが、仮にある県が職業訓練のサービスというか、ファシリティは提供する、お金も出すしマネジメントというか、管理はやるのだが、実際のサービス提供は全部民間の企業であるとか専門学校に全部やってもらうというやり方を取った場合に、この法律でいうところの「施設を設けた」ということになりませんか。

○杉浦総務課長 まだそういった事態が生じていないものですから、そこまでの検討を具体的にやっていないのですけれども、我々としては公共職業訓練という位置づけで、やはりそれぞれ国と県が主体となって施設を設けて実施するものだという法律構成でこれまで来ておりますので、そこはやはり自分が主体となって行う何らかの形であるものを設置して実施するということは、法律上求められているのではないかと思います。

○大橋専門委員 今の安念先生の御質問に関連してですけれども、この職業能力開発促進

法で職業能力開発校を設置せよといった場合に、どのような内容のものであれば、職業能力開発校の設置に該当するかどうかといったような要件的なものは、都道府県に対して厚生労働省から示されているのでございますか。

○杉浦総務課長 いわゆる公共職業訓練というものを実施するのが、公共職業能力開発施設なわけです。ですから、公共職業訓練といったのは先ほど申しましたように、省令以下で一定の基準を設けておまして、こういった職種をやる場合にはこういった内容のカリキュラムでこういった指導員を付けてというのがありますから、そういった基準に当てはまった職業訓練をやるための施設として、この都道府県の職業能力開発校が設置をされているということになりますので、全くその基準のないものをやるための施設であるならば、職業能力開発校とは言えないという裏返しの言い方になると思います。

○大橋専門委員 そうすると、省令でその基準が決まっているということですか。

○杉浦総務課長 はい。

○大橋専門委員 だから、そういう省令でかなりきちんと決めているというやり方が本当に地方の自立性という観点からいえば、適当なのかどうかというのが問われると思うのです。場合によってはその省令の基準というのが、どちらかというとい律の基準でしょうか。ある県にとっては非常に民間の職業訓練施設というのが整備されてきて、十分民間で対応できるような県にあっては、そういう基準をばんと示されるものだから、民間を使おうと思っても使えないという事態が生じているのではないのでしょうか。

○久保村能力開発課長 今、御指摘の点でございますけれども、実は先ほど申し上げました補助金の対象とする施設をつくる場合は、国土交通省との並びで一定の細かいこういう施設でないと補助の対象になりませんよというのがありますが、今、総務課長が申し上げました省令上の基準で申し上げますと、それは訓練職種ごとに基本的には決まっているものでございまして、例えば、普通課程の訓練ならば1,400時間以上やりなさいとか、そういうことが決まっていて、こういう訓練をやる場合には実習所が必要ですよということは言ったりしているわけですが、こういう規格のこういうものを建てなければいけないとか、そういうところまで規制しているわけではなくて、実際上はかなり都道府県の施設についての自由度は高いわけでありまして、特に自分たち独自でいろいろそれについて工夫したり、やりたいとかいうことについては、それを妨げることになっていないと理解しておまして、おっしゃるような厳しい規制ではないのではないかと考えております。

○黒川主査 あっという間に予定している時間を超えまして、申し訳ないのですが、先ほどあった幾つかの教員の人数とか、そういうものについては後で事務局に教えていただきたいと思います。

とはいえ、このテーマは繰り返し、もう何度もずっと出てきていて、我々の会議の側で認識する限りは、都道府県の方はもう少し自由度が欲しいと。ところが、規制官庁の側からすると、そんなに規制している覚えはないという議論になっているわけで、ここは微妙にお金が流れてくることによって、つまりある種の基準の存在を規制される側が認識され

ていて、その中には、もっと自由にするともっと工夫がいろいろな形でできると思っ
ていらっしゃるものもいるわけで、こういうのがこのテーマにおける典型的なパターン。お互
いに「そうではない、そうになっている」と思われているパターンなので、今後ももう少し
その中身がどんなところからそういうことになるのか、我々の方も双方にヒアリングをし
ながら検討していきたいと思いますので、今後ともまたよろしく御協力をお願いしたいと
思います。今日はどうもありがとうございました。

○大橋専門委員 1点だけ、資料要求ということで、この設置の義務づけを廃止した場合
に、皆さんが一番心配されているのは、都道府県が職業能力開発校をばたばた廃止するの
ではないかという御懸念を持っていて、その御懸念の下に必置義務の廃止というのはだめ
だよという御説明だったような感じはするのだけれども、そういうふうに仮に設置義務を
法令上廃止した場合に、各都道府県が職業能力開発校の設置をやめるという見通しについ
て、資料をください。

○杉浦総務課長 私どもは先ほどの説明から、そういったトーンで説明したつもりは全く
なくて、私どもとしては、県は県で、今までも毎年、地域の実情や計画を聞きながら、そ
れらを踏まえて補助金の算定とかやっていますけれども、この規定を落としたら、どんど
んばたばた倒れるから、それを防御するためにこれが根拠になっているというつもりは全
くありませんから、そういう認識を持っていただくのは、私どもとしては不本意だとい
うことは申し上げておきたいと思います。現実には、先ほど主査がおっしゃった話に対
して、私どもとしては、冒頭申し上げましたように、現場でそういった声が上がってき
て、それに対して何らかの対応をする必要が現実には生じておれば、当然そこは判断の
材料になるかと思えますけれども、そちらの方の把握している、我々としては概念上
の一律な規制の仕方ということでは、形としてはよくわかりますけれども、では、知事
会なら知事会から出てきている中で、そういった御意見が現実にあるのかどうかとい
うことを教えていただければ、そこは我々が知らない同士で話をするよりも、現実
の県のレベルで実際にそういう民間との衝突が起きているのかとか、県がもうやれ
なくなっている事例があるのか、といったところを確かめた方が、足が地に着いた
議論ができるのではないかと我々は思うわけですけれども、その辺も含めてよろしく
お願いします。

○大橋専門委員 該当の3県に聞いたら実態的にはないというのは、知事会が言
っているのですか。

○杉浦総務課長 私どもとしては、知事会と接触するのではなくて、訓練を実際
に所管している担当課と話をしているわけですね。ですから、知事会のどこがあ
あいう文書をお書きになったかわかりませんが、現場に聞いてもああいう発想が
出てくること自体について、疑問というか、不可解に思っておられる方も実際
におられるわけです。

○鈴木主査 3県全部に聞いたのですか。

○杉浦総務課長 聞きました。よろしく申し上げます。データについては、
できるだけ速やかに御提出いたします。